

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による失業等給付の支給停止処分及び返還命令処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を平成〇年〇月〇日付けで「契約期間満了」により離職した。

請求人は、平成〇年〇月〇日の初回認定日以降、同年〇月〇日の認定日まで、計〇回の失業認定を受け、合計〇円の雇用保険失業等給付の求職者給付を受給した。

しかし、安定所長は、労働基準監督署長から請求人が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の休業補償給付と雇用保険の重複受給者である旨の情報提供を受けたことから、同監督署長から取得した労災保険の休業補償給付支給請求書（左環指開放骨折により平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで療養のため労働することができなかつたと認められる請求書）を根拠として、請求人に対して、本件処分を行った。

(2) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法による失業等給付の支給停止処分及び返還命令処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、労災保険の休業補償給付を受給しながら、同時に雇用保険の失業等給付を受給したことを正当なものであると主張している。

しかし、失業等給付は、失業の状態にあることが給付の要件となるものであり、法第4条は、労働の意思及び能力を有することを「失業」の条件として定めている。請求人は、働く意欲もあり、通常の業務は支障なくできる状態にあったため、失業の状態にあったと主張しているが、他方、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで療養のため労働することができないとして労災保険の休業補償給付を受給している。この間の休業補償給付支給請求書には、療養のため労働することができなかつたとする医師の証明と請求人の署名押印が認められる。したがって、上記期間について、請求人は、労働することができないために休業補償給付を受給していたのであるから、この間についての失業等給付の重複受給は、失業等給付の要件からして明らかに不当なものである。

(2) また、本件処分の根拠である法第10条の4及び第34条は、「偽りその他不正の行為」があつたことを要件としているが、請求人は、重複受給が違法なものとは知らなかつたため、本件処分は不当であると主張している。

しかし、雇用保険受給資格決定確認書の「4. 健康保険の傷病手当金、労災休業補償給付等を受給していますか？」という問いに、請求人は、「②すでに受給は終わった(平成〇年〇月分まで)」と回答の上、署名しており、加えて請求人に交付された「受給資格者のしおり」には、労災保険の休業補償給付と

の併給受給は不正となる旨が明記されている。これらのことから、併給できないことを知らなかったという請求人の主張は失当であり、「偽りその他不正の行為」があったものと判断する。仮に、請求人の主張するとおり、重複受給について、違法なものと知らなかったとしても、いわゆる法の不知はやむを得ない理由に当たるとはいえず、請求人の主張は認められない。

- (3) なお、請求人は、本件処分が雇用保険受給の○か月後であったことをもって本件処分が不当であることの理由としているが、本件処分はそもそも請求人の不正受給に端を発しているものであり、本件処分が行われるまでに時間を要したからといって、そのこと自体は本件処分の効力に影響を及ぼさない。
- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。